

財形住宅預金規定

(令和2年4月27日現在)

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、期間等)

この預金は、財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受ける口座に預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金としてお預かりします。

3. (自動継続)

この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても前項と同様とします。

4. (預金の払出)

この預金の元利金の一部または全部の払出しは、持家としての住宅を新築・購入・増改築または大規模な修繕(以下「住宅の取得等」といいます。)に要する費用の一部または全部に充てる場合におこない、その払出方法は以下によります。なお、払出しの場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに口座開設店に提出してください。

- (1) 住宅の取得等の日(新築・購入の時は引渡日、増改築または大規模な修繕の時は工事完了日。以下同じ)以降に払出す場合。
 - ① 払出額
払出額は住宅の取得等に要した費用の額以下の額を支払います。
 - ② 払出期限
払出期限は住宅の取得等の日から1年以内とします。
 - ③ 提出書類
確認書類として住宅の登記簿謄本等、財形法に定められた所定の書類(またはその写し)を所定の期間内に口座開設店に提出してください。
- (2) 住宅の取得等の日以前に払出す場合。
 - ① 払出額
払出額は費用の額または預金残高の90%の何れか低い額を一部払出しとして支払います。なお、この場合住宅の取得等に要する費用の額が当該払出しの額を超えているときは、当該超えている部分の額を限度とし、払出後の残高を支払います。ただし、この残高の払出しは1回に限るものとし、払出期限は上記払出しの日から2年以内、かつ、住宅の取得等の日から1年以内とします。
 - ② 提出書類
払出しの確認書類として、建設工事請負契約書等、財形法に定められた所定の書類(またはその写し)を口座開設店に提出してください。また、払出しの日から2年以内で、かつ、住宅の取得等の日から1年以内に住宅の登記簿謄本等、財形法に定められた所定の書類(またはその写し)を所定の期間内に口座開設店に提出してください。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数および預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行所定の利率によって計算します。
利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については継続日)から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 第7条第1項の規定により解約する場合および第7条第3項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって計算し、この預金とともに支払います。
- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第7条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7.（預金の解約）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、第4条によらずに解約、払出することはできません。
- (2) 前項により、当行がやむを得ないと認め、第4条による支払方法によらずにこの預金を払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに口座開設店へ提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、各定期預金の規定の定めにかかわらず、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、解約する際の利息は、各定期預金規定の定めによるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - その他AからDに準ずる行為

8.（税額の追徴）

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用がうけられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って所定の税率により計算した国

税および地方税を追徴します。

- ①規定第4条によらない払出しがあった場合
- ②規定第4条による確認書類が所定の期間内に提出されなかった場合。
- ③規定第4条の(2)による確認書類により、払出しが所定の要件を満たしていなかったことが判明した場合。

9. (差引計算等)

- (1) 規定第7条3号の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。
 - ①規定第7条3号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
 - ②この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに口座開設店に支払ってください。
- (2) 前項により解約する場合の利率は、この預金の約定利率とします。

10. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

11. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ①規定第1条(1)ならびに(2)による以外の預入があった場合。
- ②定期預入が2年以上されなかった場合。
- ③非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

12. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面によって口座開設店に申し出てください。

13. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により口座開設店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 契約の証の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。

14. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人とな

っているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選出がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選出がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

18. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上